

# 令和7年度 事業計画書

公益財団法人山北町環境整備公社

## 令和7年度事業の構成

[会計区分] [事業名称] [業務内容]

|                      |   |                          |                      |
|----------------------|---|--------------------------|----------------------|
| 公益<br>目的<br>事業<br>会計 | — | (公1) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業 |                      |
|                      |   |                          | 花木等植栽推進業務            |
|                      |   |                          | 遊歩道等美化管理業務           |
|                      |   |                          | わかさぎ放流業務             |
|                      | — | (公2) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業   |                      |
|                      |   |                          | 地域内公設トイレ清掃管理業務       |
|                      |   |                          | 地域内公設駐車場内一般廃棄物収集業務   |
|                      | — | (公3) 丹沢湖記念館等管理運営事業       |                      |
|                      |   |                          | 丹沢湖記念館及び三保の家来館者案内業務  |
|                      |   |                          | 丹沢湖記念館及び三保の家設備維持管理業務 |
|                      | — | (公4) 丹沢湖カヌー等運航管理事業       |                      |
|                      |   |                          | カヌー等利用者の受付と管理業務      |
|                      |   |                          | カヌー等利用時の標識票等の貸与業務    |
|                      |   |                          | カヌー等を活用した地域振興業務      |

|                     |                     |                       |               |
|---------------------|---------------------|-----------------------|---------------|
| 収益<br>事業<br>等<br>会計 | 〔1〕 収益事業            |                       |               |
|                     | —                   | (収1) 遊船事業             |               |
|                     |                     |                       | ローボート等の貸出業務   |
|                     |                     |                       | ローボート等の保守点検業務 |
|                     | —                   | (収2) サイクリング事業         |               |
|                     |                     |                       | 自転車の貸出業務      |
|                     |                     |                       | 自転車の保守点検業務    |
|                     | —                   | (収3) 売店事業             |               |
|                     |                     |                       | 商品仕入れ及び販売業務   |
|                     |                     |                       | 委託販売管理業務      |
|                     | 〔2〕 その他の事業(相互扶助等事業) |                       |               |
|                     | —                   | (他1) 水没移転者等の会に対する助成事業 |               |
|                     |                     |                       | 助成金支払い業務      |

|          |   |        |                 |
|----------|---|--------|-----------------|
| 法人<br>会計 | — | 法人運営業務 |                 |
|          |   |        | 理事会並びに評議員会の運営全般 |
|          |   |        | 公社事業の広報広聴業務等    |

## I 概 要

### 1. 設立の趣旨

昭和 60 年、山北町環境整備公社は、丹沢湖及びその周辺の環境を保全するため、清掃事業、環境整備事業に取り組むと同時に、丹沢湖の湖面利用及び貸自転車等に関する事業を行うことにより、地域振興と住民福祉の向上を図ることを目的として設立された。

### 2. 沿 革

|                  |                                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 昭和 60 年 5 月 15 日 | 山北町からの基本財産(寄付行為)2 千万円を受けて、財団法人山北町環境整備公社を山北町神尾田 759 番地の 2 に設立した。 |
| 平成 4 年 12 月 16 日 | 神奈川県内広域水道企業団が新たに 2 億円を出資し基本財産は 2 億 2 千万円となった。                   |
| 平成 24 年 4 月 23 日 | 公益財団法人への移行について、神奈川県知事の認定を受けた。                                   |
| 平成 24 年 5 月 1 日  | 移行登記が完了し、公益財団法人に移行した。                                           |
| 平成 25 年 6 月 24 日 | 財団法人三保ダム周辺地域振興協力基金より 3 億円の寄付を受けることにより、基本財産は 5 億 2 千万円となった。      |

## Ⅱ 評議員、役員及び職員

### 1. 評議員(令和7年2月1日現在)

|         |              |
|---------|--------------|
| 佐 藤 勉   | 三保地域振興会長推薦   |
| 湯 川 正 子 | 三保地域振興会長推薦   |
| 細 谷 幸 範 | 清水地区振興協議会長推薦 |
| 山 崎 幸 與 | 共和地域振興会長推薦   |
| 石 田 進 二 | 山北町長推薦       |

### 2. 役 員(令和7年2月1日現在)

|      |         |                   |
|------|---------|-------------------|
| 代表理事 | 湯 川 裕 司 | 山北町長推薦            |
| 理 事  | 津 田 宏   | 神奈川県内広域水道企業団企業長推薦 |
|      | 井 上 俊 之 | 山北町商工会長推薦         |
|      | 湯 川 嘉 一 | 山北町観光協会会長推薦       |
|      | 諸 星 誠   | 三保地域振興会長推薦        |
| 監 事  | 石 田 利 雄 | 山北町長推薦            |
|      | 富 安 豊   | 神奈川県内広域水道企業団企業長推薦 |

### 3. 職 員(令和7年2月1日現在)

|         |      |
|---------|------|
| 小 塚 剛 夫 | 事務局長 |
| 杉 本 正 志 | 事務局員 |

## 令和7年度事業計画

### I 事業運営の基本方針

- (1) 公社設立当初からの目的（環境整備及び清掃）を着実に実施し達成する。
- (2) 現在実施している事業（丹沢湖カヌー等運航管理事業及び収益事業）をブラッシュアップする。
- (3) 新たに SNS を活用し、昨年度より開始した卓球台の貸し出し、ソフトクリーム販売の周知に努めるとともに、観光客に対し積極的な情報発信を行う。

### II 事業計画

#### 1 公益目的事業

公益目的事業は、定款第3条に事業目的として掲げた「丹沢湖及び三保ダム周辺の環境整備及び清掃に関する業務を行い水源地の環境保全を図るとともに、丹沢湖記念館等の管理運営、丹沢湖の湖面利用等に関する事業を行うことにより、地域の振興発展と住民の福祉向上に寄与すること」を目的とする。

#### (1) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域環境整備事業

本事業は、丹沢湖の水質保全と丹沢湖周辺地域の環境美化を推進する当公社設立当初からの基幹事業である。

##### 【事業内容】

- ・沿道、散策道、駐車場、園地周辺の整備（草刈り、樹木の伐採・枝切り、落ち葉の清掃）
- ・流木の回収
- ・わかさぎの「ふ化放流」の実施（2,300万粒）

#### (2) 丹沢湖及び三保ダム周辺地域清掃事業

本事業も前号同様に、公社設立当初からの基幹事業である。

##### 【事業内容】

- ・丹沢湖周辺公衆トイレの清掃
- ・観光ごみの収集、処分
- ・散乱ごみ、不法投棄物の収集、処分
- ・美化清掃活動の協力（町・地元観光団体主催）

#### (3) 丹沢湖記念館等管理運営事業

丹沢湖記念館及び三保の家の維持管理を行うとともに、これらを活用し湖底に沈む前の三保地域の姿や生活について情報発信を行う。

また、山北町観光協会主催の観光写真コンクールで選ばれた写真を掲載し観光PRに努める。

### 【事業内容】

- ・ 丹沢湖記念館並びに三保の家の清掃及び施設管理
- ・ ダムカード(丹沢湖・玄倉・熊木ダム)無料配布
- ・ 地元観光業に携わる店舗のパンフレット・チラシの配布
- ・ 観光写真展の開催
- ・ 丹沢湖記念館二階会議室において卓球台の貸し出し
- ・ 卓球強化月間の実施
- ・ SNS による情報の発信

### (4) 丹沢湖カヌー等運航管理事業

丹沢湖におけるカヌー等の運航は、神奈川県が定めた条例(「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川湛水域、社家湛水域、飯泉湛水域等の水域における行為の規制に関する条例」第2条第2項第4号の規定)により、神奈川県企業庁から町が許可を受けた業務(舟艇の運航に係る業務)を当公社が受託し継続して実施する。

### 【事業内容】

- ・ カヌー、サップ会員カードの発行
- ・ サップチラシの配布
- ・ サップ動画、ポスターによるPR活動
- ・ ホームページによる情報発信

## 2 収益事業等

収益事業は、当公社の公益目的事業の推進を図るため、貸しボート、貸し自転車及び売店事業を実施する。

### 〔収益事業〕

### (1) 遊船事業

丹沢湖で釣りや遊覧でボートを利用する者に対して有料で貸出しを行い、収益増に努める。

### 【事業内容】

- ・ ホームページ等での情報発信
- ・ ブラックバス釣り大会の開催
- ・ ボートの定期的なメンテナンス
- ・ 月間賞、年間賞の対象者に対し優待券の発行

### (2) サイクリング事業

丹沢湖を訪れる観光客に対し、現有の自転車を活用し収益増に努める。

### 【事業内容】

- ・サイクリングコース内の環境整備
- ・保守点検の実施
- ・ヘルメットの無料貸出し
- ・安全運転の指導

### (3) 売店事業

地場産品をメインに販売すると共に丹沢湖マラソン等三保地域のイベントに積極的に参加し、収益増に努める。

#### 【事業内容】

- ・継続的な地場産品の販売
- ・新商品の導入(犬用鹿肉ジャーキー、丹沢湖記念バッチ等)
- ・丹沢湖記念館売店においてソフトクリームの販売
- ・ソフトクリーム 50 円割引券の配布

#### [その他の事業]

その他の事業は、水没移転者等の会に対する助成事業を引き続き実施する。

### (1) 水没移転者等の会に対する助成事業

#### 【事業内容】

- ・会員相互の交流事業に助成

## 3 法人会計

### (1) 法人の運営

公益財団法人移行後の内部規程(評議員会及び理事会の運営規則、情報公開規程、個人情報保護規程、職務権限規程、その他内部規程)に基づき運営する。

また、公益法人制度による改正認定法令施行に伴う新会計基準によるシステム等順次整備を行う。

### (2) 理事会並びに評議員会の開催

定款に基づき、理事会並びに評議員会を開催し、当公社の運営に関し重要な事項について審議し議決を得る。

### (3) 法人の広報・広聴業務

制度の関係(「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に基づく。)から、閲覧に供する資料等の整備、保管が求められるため、適切に対応する。事業計画並びに決算等は、ホームページで情報を開示する。